

第12回教育委員会定例会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称		教育委員会第12回定例会
事務局（担当課）		教育部庶務課
開催日時		令和元年12月11日 午前9時半
開催場所		教育委員会室
出席者	委員	三田 一則（教育長）、北川 英恵（教育長職務代理者）、白倉 章、 藤原 孝子、樋口 郁代
	その他	教育部長、庶務課長、学務課長、放課後対策課長、学校施設課長、指導 課長、統括指導主事2名、指導主事
	事務局	庶務課庶務グループ係長、庶務課庶務グループ係主事
公開の可否		一部公開 傍聴人 1人
非公開・一部公開 の場合は、その理 由		報告事項第10号から13号は人事案件のため非公開とする。
会議次第		<p>第44号議案 令和2年度教育目標について（庶務課）</p> <p>第45号議案 豊島区文化財の登録について<諮問>（庶務課）</p> <p>協議事項第1号 池袋本町小学校及び池袋中学校付近の旅館業営業許 可申請について（学校施設課）</p> <p>協議事項第2号 巣鴨北中学校付近の旅館業営業許可申請について （学校施設課）</p> <p>協議事項第3号 巣鴨小学校付近の旅館業営業許可申請について（学 校施設課）</p> <p>協議事項第4号 千川中学校付近の旅館業営業許可申請について（学 校施設課）</p> <p>報告事項第1号 令和元年第四回定例会一般質問の報告（庶務課）</p> <p>報告事項第2号 飯能埋蔵文化財倉庫の設置について（庶務課）</p> <p>報告事項第3号 インターナショナルセーフスクール現地審査につい て（指導課）</p> <p>報告事項第4号 平成31年度体力テストの結果について（指導課）</p> <p>報告事項第5号 平成31年度「児童・生徒の学力向上を図るための調 査」（東京都教育委員会）結果について（指導課）</p> <p>報告事項第6号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改 正する規則（指導課）</p>

	<p>報告事項第7号 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（指導課）</p> <p>報告事項第8号 豊島区立図書館基本計画及び豊島区子ども読書活動推進計画の進捗状況について（図書館課）</p> <p>報告事項第9号 池袋図書館及び池袋第三区民集会室の改修計画の見直しについて（図書館課）</p> <p>報告事項第10号 池袋図書館及び池袋第三区民集会室の改修計画の見直しについて（図書館課）</p> <p>報告事項第11号 令和元年度昇任選考の結果について（指導課）</p> <p>報告事項第12号 校長の職務代理について（指導課）</p> <p>報告事項第13号 新教育長の就任について（庶務課）</p>
--	--

事務局)

委員の皆様、全員おそろいでございます。傍聴希望者は本日ございません。宜しくお願いいたします。

三田教育長)

只今から第12回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員を申し上げます。藤原委員、北川委員、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

(1) 報告事項第8号 豊島区立図書館基本計画及び豊島区子供読書活動推進計画の進捗状況について

(2) 報告事項第9号 池袋図書館及び池袋第三区民集会室の改修計画の見直しについて
三田教育長)

では、早速、案件に入りたいと思います。

本日は、中央図書館長がお見えですので、報告事項の第8号、豊島区立図書館基本計画及び豊島区子供読書活動推進計画の進捗状況について、お願いいたします。

図書館課長、どうぞ。

< 図書館課長 資料説明 >

三田教育長)

続いて、第9号議案もあわせて報告をお願いいたします。

図書館課長、どうぞ。

< 図書館課長 資料説明 >

三田教育長)

ありがとうございます。

特に学校に関連するご説明下さり、ありがとうございます。毎年小学校100万、中学校120万の蔵書ということで、11年間でやっと中学校が図書標準を超えました。小学校も児童数の変動が大きく、廃棄も並行して行っているので、100%全校というのは、なかなか難しいものがありますが、ほぼ、それに近い状態になってきたということです。長期にわたって前進しているということですね。大変嬉しく思っておりますので、区長にも是非報告いただければと思っております。

他に先生方からございますか。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

ご説明ありがとうございました。

この報告事項8号の②の中の2ページのところの計画の実施状況、数値目標、そして、子供の図書貸出冊数の状況ということで、平成30年度が35万9,019冊となっています。26年の基準値からすると、本当にたくさんの貸出数があり、素晴らしいと感じたところです。

ところで、この平成32年度の目標値というのは、これまでの実績を踏まえるとかなり低い状況で、平成26年の基準値からわずかに高いだけですが、この目標値の設定の仕方というのは、どんな考え方をしているのか、ご説明をお願いいたします。

三田教育長)

どうぞ、図書館長。

図書館課長)

区の基本計画の目標の立て方が、「基準値の5%」という数字になっており、平成26年度はこれを基準値としております。平成32年度も同様に、5%という目標値を立てたところでございます。

三田教育長)

宜しいですか。

どうぞ、藤原委員。

藤原委員)

そうしますと、実績が大分上回っても、この5%という目標値の設定をそのまま継続していくのでしょうか。実態にそぐわないなという思いがあります。

三田教育長)

どうぞ、図書館長。

図書館課長)

第3次の計画では、そのような数値とさせていただきましたが、ちょうど来年度から第4次の計画策定を始めるところでございます。そこで目標値をどのように定めるかを、第3次の計画の結果をもとに検討していきたいと思っております。そのまま5%を継続するというものではなく、実績を見ながら検討したいと思っております。

三田教育長)

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

最初の第8号の①の3ページの、事業に関する目標値の一番下の電子図書についてですが、電子図書の登録者が平成30年度は113、そして、電子図書の資料数が6,568ということですよ。

こういった電子図書の登録者の特徴については、何かございますか。例えば、障害者の方が電子図書を必要としているのか。個人情報なので厳しいかもしれませんが、何か特色があれば、教えていただきたいと思っております。

三田教育長)

どうぞ、図書館課長。

図書館課長)

今後さらに電子図書を増やしていこうとする中、周知が十分行き届いていないというところが大きな課題と認識してございます。ですので、図書館で実際にタブレットを貸し出

し、電子図書というものを体験していただく等により、底辺を広げるような取り組みに力を入れていくというところ です。そのため、委員ご指摘の障害者の方については、まだ行き渡っていないのが事実でございますので、今後検討していきたいと考えております。

三田教育長)

宜しいですか。ありがとうございます。

他にございますか。

では、樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

毎年、たくさんの事業を展開され、細やかな分析をしていただいて、本当にありがとうございます。

質問が2点ございます。報告事項8号②の冊子の18ページです。59番の読書通帳が新しくなり、重点事項として力を入れられてきたことと思いますが、配布の冊数が前年度の50%以下に減少となっております。初年度より少なくなるのはわかるのですが、半分以下ということなので、この要因をどのように考察なさったのか教えてください。

もう一点は、62番の学校司書の配置ですが、委託に比べて、1日の配置時間はどれだけ増えたのか、教えていただけるとありがたいです。

三田教育長)

図書館課長、どうぞ。

図書館課長)

先にご質問いただいた読書通帳でございますが、何かしら子供の記録に残るようなもの をと 考 えて 作 成 し た も の で ござ い ま す 。 読 書 ノ ー ト に つ き ま し て は 、 子 供 た ち が 直 接 書 き 込 む ノ ー ト で ござ い ま す 。 開 始 当 初 は 広 く 周 知 を い た し ま し た の で 、 一 定 の 配 布 数 と な り ま し た が 、 軌 道 に 乗 っ て く る と 、 周 知 が 十 分 に 至 ら ない と ころ も あ り ま し た 。 今 後 い っ そ う の 周 知 を 図 っ て い き た い と 考 え て い る と ころ で ござ い ま す 。

一方、読書通帳でございますが、こちらは機械に通帳の形の冊子を差し込むと印字が出来る という も の で ござ い ま す が 、 指 定 管 理 の 提 案 事 項 の た め 、 現 在 、 池 袋 図 書 館 と 目 白 図 書 館 の 2 館 で の み 行 っ て お り ま す 。 そ の 上 、 こ の 2 館 で 借 り た 本 し か 印 字 が 出 来 ない と い う 難 点 も あ り 、 2 館 に 近 い 児 童 ・ 生 徒 さ ん に 使 用 者 が 限 ら れ て い る と い う と ころ が あ る と 思 い ま す 。

今後は、この読書ノート等を活用した事業等もさらに検討し、改善を図りたいと思っ ています。中央図書館で、この読書ノートにあるおすすめの本を展示したところ、この本の貸し出しが非常に多く、いつも誰かが借りている状態になったこともありますので、こうした事業をさらに展開していきたいと思っております。

続いて62番でございますが、こちらは27年度まで委託で行ってまいりました。委託の 場合は9時から16時までの6時間でしたが、現在は非常勤職員でございますので、職員 と 同 じ 7 時 間 4 5 分 で 行 っ て お り ま す 。 そ の た め 、 朝 の ミ ー テ ィ ン グ に も 一 緒 に 参 加 す る

など、きちんとした指導が出来ていると考えております。

三田教育長)

どうぞ、樋口委員。

樋口委員)

ありがとうございます。

自分が読んだ本の記録が残るということは、子供にとって宝物になると思います。例えばR&Cフェスタなどで活用する等、様々な方法をご検討いただき、子供たちの読解力向上にご協力いただけたらと思います。

もう一点の学校司書については、現在週2日のところ、本当は毎日学校に居てほしいと思うところであります。是非、教育委員会と連携をしていただいて、司書の拡充について、ご検討の程、宜しく願いいたします。

三田教育長)

とても大事なところだと思いますので、事務局としてもしっかり受け止め、今後改善をお願いしたいと思います。

また、59番の事業については、私からも以前、バーコード化することで、子供たちの読書履歴をきちんと記録することは大事なことだという話をしたときに、個人情報を集約することは難しいという議論もございました。一方、子供の側に通帳という形で残る分には、今樋口委員からあったように、とても大事な自分だけの読書履歴になります。どんな本に接したかは、人生を大きく左右することになると思いますので、是非、事業を一層前進するようにお取り計らいいただければと思います。ありがとうございます。

どうぞ、図書館課長。

図書館課長)

小学生については、今申し上げた読書ノートと読書通帳という形で事業を行っております。一方中学生については、ホームページのマイページの中で、これまで借りた図書の経緯のみの記載であったところ、自分の感想なども記入出来るようにシステムを更新しましたので、こちらをご利用いただく形を考えております。

三田教育長)

ありがとうございます。

他にございますか。

白倉委員、どうぞ。

白倉委員)

28番の重点事業ですが、幼稚園児にもこの様な事業を展開して読書に親しみをもってもらえれば、小学校、中学校にあがった時に、読書の習慣が継続していくと思いますので、是非充実させていただきたいと思います。

三田教育長)

宜しいですか、他にいいですか。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

私も、今白倉委員のおっしゃったように、幼少期の読書体験は、その後の読書活動に非常に影響があると思います。幼少期ですと、親御さんへの図書館利用のお知らせの充実や、公園で気軽に図書を手に取れるような環境づくりは、本当に豊島区ならではの発想だと思っております。区民ひろば等、気楽にいろいろな本に接する機会が設けられるように、是非ご検討いただければと思います。

三田教育長)

ありがとうございました。

それでは、他になれば、この2件は終了としたいと思います。

どうもありがとうございました。

図書館課長)

ありがとうございました。

(委員全員異議なし 報告事項第8号了承)

(委員全員異議なし 報告事項第9号了承)

(3) 第44号議案 令和2年度教育目標について

三田教育長)

続きまして、第44号議案に移りたいと思います。令和2年度教育目標について、お願いいたします。

庶務課長、どうぞ。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。可能であれば、本日議論を尽くし、完成をさせて案を取りたい所存ですが、先生方から率直なご意見を頂戴したいと思いますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

どうぞ、樋口委員。

樋口委員)

細やかに見ていただいたことに心から感謝をする次第であります。まず初めに、東京都教育委員会の令和2年度の教育目標等についてはいかがでしょうか。

三田教育長)

指導課長、どうぞ。

指導課長)

現在は、未定となっております。

三田教育長)

はい、どうぞ。

樋口委員)

承知しました。それでは、現行のものについてという視点から申し上げます。

まず初めに、「等」という字を全て「など」に開いていただいたところですが、学習指導要領でも、「等」と「など」は併用しています。この2つは、実は意味合いが非常に曖昧模糊としたところと明確に違うところがあります。

等というのは、「とう」しか読めず、「など」とは決して読めないものです。

「など」は、もともと副助詞ですから意味合いが少し異なります。どう異なるかというところ、例えば学習指導要領では思考力、判断力、表現力は「等」となっているところですが、「など」とはしていません。他にももちろんあるかもしれないけれど、この3つが大事であるという意味で「等」と表記し、「とう」と読みます。

それから、学習指導要領では、例えば「生徒の言語活動など、学習の基盤を作る活動を重視する。」という表現があります。これは、学習の基盤を作る活動には言語活動だけではなく、他にも様々なものがあるため、「など」というように平仮名で開いています。

ところが、「多様な表現や鑑賞の活動等を通して」という表現については、他にも確かにあるかもしれないが、他は省略しても、「多様な表現と鑑賞の活動」を一番大事にしているため「等」なんですね。

これは、都の方針の中でも、1文の中に「等」と「など」を併用している箇所があります。例えば、「重要な健康課題であるがん等の疾病や性に関する正しい知識などを身につけ、健康教育を推進します。」という文言がありました。「がん等」のところは、疾病にはいろいろあるけれども、一番言いたいのは「がん」だから、他は省略しているため「等」と表現されています。

ところが、「がん等の疾病」と「性に関する正しい知識」については、「や」で並べています。身につけることとして一番大事なものは、この2つだけではなくて、言外にもあるということを暗示しています。

まとめますと、「等」という字は同類のものの代表を上げて、他のものは省略しても構わないというときに使います。一方、「など」という字は、例示であって、この例示以外に、同類のものがあるという、言外のところを考える必要があるときに、「など」と付けるのですね。

それから、動詞には、ほとんど「など」が付いており、公用文では基本的に「等」が多いと思います。

ですから、このような公用文で、平仮名で「など」を使うならば、副助詞的な意味を想定させたいときにお使いになられた方が良いでしょう。今回の文章では、全て「など」で開いてしまっているため、非常に違和感があります。

三田教育長)

庶務課長、どうぞ。

庶務課長)

大変貴重なありがとうございました。これをきちんと調べ直し、樋口委員のご指摘通り

見直してみたいと考えてございます。

三田教育長)

樋口委員の方で本日お持ちいただいている指摘事項については、後ほど参考にさせていただきます、吟味いたしたいと思います。

他にいかがでしょうか。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

まず、東京オリンピック・パラリンピックの表記についてです。例えば5ページですと、現行の(10)、新しくは(9)のところですが、表記の方法が「2020年東京」オリンピック・パラリンピック教育というところを「東京2020」という形に変更しております。同じような表記が9ページにもございまして、現行で(3)、新しくも(3)の箇所です。こちらは、まだ2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会と表記してありますので、5ページで変更した形と同じようにした方がよいと思いました。

それから、4ページでは、現行の2番の(6)が削除され、後ろの方に統合されていることに疑問があります。(6)の内容は、学力の定着のための授業時数を確保するという意味合いですが、後ろの方は、地域に開かれた学校づくりをどのように評価し、学校運営にフィードバックさせるかという内容だと思います。そのところに、授業時数の確保という評価基準を1つ含めただけだと、必要な部分、重要な部分という観点では、焦点が少し異なると思いました。学力の定着のために、授業時数の確保というのは当たり前けれども、非常に大事な部分なので、削除しない方がよいのではと思いました。

三田教育長)

ありがとうございます。

まず、1点目の9ページの(3)が2020東京オリンピック・パラリンピックとなっていることについては、ご指摘のとおり、東京2020オリンピック・パラリンピックに変更させていただきます。

それから、2点目の4ページの(6)の授業時数の確保の内容が、後ろの7ページの(10)に統合されていることについては、指導課長、どうぞ。

指導課長)

貴重なご意見ありがとうございました。

土曜日に授業を行うことの本来の目的は、授業時数の確保ではなく、地域の方たちに広く学校を見てもらい、理解してもらいたいということからスタートした経緯があります。

しかし正直なところ、それが学校の中で形骸化しつつあることは事実です。来年度以降、小学校においては、学習指導要領完全実施になります。学習指導要領にも書かれている各学校におけるカリキュラムマネジメントをしっかりと進めた上で、様々な教育の充実はもちろんですが、それ以外のいわゆる環境教育や食育などの、いわゆる喫緊の教育課題についても、学校が教科横断的に整理をする必要があることも課題です。

地域に開かれた授業をすることについて、日常の授業でも、いつでも授業参観日のように見ていただくことは可能ですが、今の社会情勢から考えたときに、多くの方々に見ていただくには、土曜のような週休日行う必要があると当初より考えております。

そのため、社会に開かれた学校というものは、豊島区では土曜公開の授業という形ですと行ってきました。社会全般としてもこうした風潮であり、このあたりの授業時数の確保が必要な一方で、働き方改革の中で、必要以上の余剰時間は付けないというようなことも言われているところでもあります。確かに、北川委員のおっしゃるように、言葉としての据わりは良くないとは感じるころなので、ご指摘については、今一度整理したいと思っていますところ です。

授業時数の確保のために土曜日はやっているわけではないということと、土曜授業の意味について明確に豊島の皆さんに理解していただきたく思っております。

三田教育長)

今の説明からすると、これまで10年間、豊島区が行ってきた土曜授業の趣旨を否定されたような意見になってしまいます。

豊島区は、この土曜公開授業を決める前から、学期に1回ずつ、1週間を参観週間として、土曜の授業を公開してきました。これは、その当時から言われていた開かれた学校づくりの一環として、授業の様子を1週間、保護者の都合の良い時に見に来てくださいという形で行ってきましたが、実際は1週間、指導を計画的に保護者に見ていただくための準備が学校側としては重く、さらに保護者は平日ほとんど来られないという状況があり、改善する必要がありました。

授業時数を確保する点では、既に夏休みをカットしてするなど行っていますが、学校を開くことは継続的に行う必要がある。このような流れをうけ、授業時数の確保とあわせて学校を開くことを一石二鳥で行うこととなりました。土曜日に月1回という公開授業をすることで、多くの人に見ていただけるし、学校でやっていることを親も直接考える、特別講座のようなものを取り入れることが出来ます。また、土曜公開授業終わった後であれば、PTAの諸活動もしやすいということもあります。

こうした様々な要素を含めて、土曜公開授業をしていますので、この内容をきちんと認めていただいた上で、文言整理をするということをお願いをしたいと思います。

指導課長、どうぞ。

指導課長)

まず、このことについては、私の言葉足らずでございまして、教育長がおっしゃったところの通りでございまして。

今まで豊島区が行ってきたことを踏まえ、これからも精査し行っていくことには変わりがないところでございます。

言葉足らずでありましたが、まさに、今教育長がおっしゃった通りのことを私もお伝えしたつもりでございまして。

三田教育長)

それでは、7ページの文章については、北川委員からのご指摘をもとに、再度文章を練って、完成させるということで宜しいでしょうか。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

としま土曜公開授業の件につきましても、いろいろご説明いただきまして、ありがとうございます。

確かに、地域の方を招いての公開授業としての土曜日もありますし、通常の授業を行って、いわゆる授業時数の確保という点で貢献しているような形もあると思います。

私は、この4ページは、としま土曜公開授業というよりも授業時数の確保ということで、いろいろな手立てをとると言うことを言っているのかなと思っただけです。そうすると、こちらの後ろの方に統合した場合、その手段というものが何も見えずに、ただ評価項目の中で授業時数の確保とただけでは、非常にもったいないなと思ったということもあります。削除をするのではなく、例えば今回英語科が増加したり、たくさんやらなければいけないことが増えてきた中でも、授業時数をしっかり確保して、学力の定着を図るという内容は、やはり残す必要があると思ったということで述べさせていただきました。

三田教育長)

土曜公開授業云々ではなく、新しい教科が入って、さらに授業時数が増えたので、授業時数確保と学力の向上を図るということは、不分離だということですね。

そのため、授業時数の確保という文言はやはり不可欠にした方が、学校側も教育課程を編成する上で大事な視点となる、という趣旨ですね。

これは両方あわせて削除するのか、残して文言を整理した方がいいのかということ、検討させていただくということで宜しいですか。

庶務課長、どうぞ。

庶務課長)

今いただいたご意見につきましては、検討させていただいて、再度書き直しをしたいと思っております。宜しくお願いいたします。

三田教育長)

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

白倉委員。

白倉委員)

私が10年前に、学校保健会の会長をしていたときに、土曜公開授業のゲストティーチャーとして、専門的なことを話してくれないかという要望が豊島区からありました。私が属している歯科医師会だけではなく、いろいろな専門家のところに、こういう話があったことも、地域に開かれた学校という視点であったと認識しております。

三田教育長)

開かれた学校というコンセプトでいうと、土曜公開授業では保護者の方も来ますので、例えば租税教育を土曜に行うことで、子供が租税教育を受けながら、親もある意味で啓発されるという部分があります。がんの教育についても、同様に意味があると思いますので、やはり土曜公開授業というのは、ゲストティーチャーも含めて、子供たちがどんなことをやっているのか、地域や先生方以外の方々からどういう協力を得ているのかということを見てもらうのに、非常に良い場ということです。

ですから、今回の学習指導要領改訂の趣旨でございます、地域に開かれた教育課程を念頭に、土曜公開授業の意義というのは、単に授業時数確保するだけではないため、働き方改革の議論によりなくすのではなく、教育委員会として、貫いていく必要があると考えております。

他にありますか。

では、藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

私は、5ページの(9)のところでお話しさせていただきます。(9)の「障害のある子供たちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち」のところが、「合理的な配慮に基づく特別支援教育を通して」となっていますが、これは、「合理的な配慮に基づく」という文言の位置が違うと思っています。そもそも、文部科学省から出ている総則の中で示されている特別支援教育に関する文言については、やはり障害のある子供たちの自立や社会参加に向けた取り組みを支援するという基本的な内容がまず先頭にあって、そして、個々の障害の状態等に応じた教育を行うということも示されています。個々の障害の状態等に応じた教育を行うということの文言を、何らかの形で工夫して入れるべきだと思っています。

では、「合理的な配慮」はどこに入るかということ、持てる力を高め、その次に合理的な配慮して、生活や学習上の困難を改善するというのが「合理的配慮」の位置かなと思います。合理的配慮とは、人を付けるとか、いろいろな必要教材を準備するとか、あるいは教育環境を整えるとか、様々に考えられるわけです。

ですので、そこのところを、もう少し工夫して直していただきたいなというふうに思いました。

三田教育長)

「また」以降のところもよろしいですか。藤原委員は、実際に経験してこられたと思いますので。

藤原委員)

障害者差別解消法が実施され、合理的な配慮ということは、区としても基本的にまず行うことになったわけだけれど、「合理的な配慮に基づく特別支援教育を通して」というところはすごく据わりが悪いなというふうに思った次第です。

三田教育長)

学習指導要領で書かれている特別支援教育の文言を今一度きちんと参酌して、ここを書き直すということでもいいですか。

他にございますか。

どうぞ、樋口委員。

樋口委員)

では、7点あります。

三田教育長)

どうぞ。

樋口委員)

1 ページ目の点々の中で、現行では「幼児・児童・生徒（以下、「子供」という）」となっているところは、「幼児・児童・生徒」と複数になっているので、「子供たち」の方がよいのではと思います。

2 点目は、2 ページの改正案です。（2）の道德教育について、書いてある第一段落ですが、やはり少し長いのかなということと、「道德的判断力、心情、実践意欲と態度」については、これはわかっているかなということ。私は、ここでは、学習指導要領の総則の道德教育のことをとえているのが一番良いと思うんですね。ですから、「考え、議論する道德」というのは方法のキャッチフレーズのようなもので、方針としては、少しそぐわない表現であると思います。

それから、「特別の教科道德」という正式名称がまだ浸透しているとは言えないと思うのです。

そこで、次のような代案を考えております。「豊かな体験活動を通して」から「するとともに」まで同じです。よりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、道德教育の要である、「養うため」の次は「道德教育の要である」まで飛んで、要である「特別の教科である道德」、これは、学習指導要領は、鍵括弧じゃなくて、「特別の教科である道德」という表現をしていたので、これをもらうならば、「特別の教科である道德」を要とし、学校の教育活動全体を通じて、これも学習指導要領そのままの言葉です。を通じて、道德教育の充実を図るという代案を考えました。後程、ご検討ください。

2 点目です。

三田教育長)

では、1 つずつでよろしいですか。

今の点どうですか。指導課長。

指導課長)

委員、ご指摘の通りでございますので、そのように修正したいと思います。

三田教育長)

では、次、お願いします。

樋口委員)

ついでながら、幼・保・小・中に中黒を取ったのが、四字熟語のように思えて、少し違和感を覚えました。

三田教育長)

中黒が必要だということですね。

いろいろ言葉の問題がありますので、最新の情報に基づいて、きちんと表記しなくてはなりませんね。宜しくお願いします。

樋口委員)

では、3点目です。6ページの左側の3の(5)です。「虐待など子供を取り巻く環境の悪化が要因となって、子供たちの学習権が妨げられ」と書いてある点についてです。これは、学習権の前に人権が妨げられているのではと思うのですが、いかがでしょうか。

三田教育長)

人権に直した方がよいということですね。

どうぞ、続けて。

樋口委員)

では、4点目です。7ページの右側(10)のところですが、北川委員のご意見と重なるところもありますが、やはり社会に開かれた学校づくりの話をしていらっしゃるので、授業時数の確保については、前のところで生かし、7ページ(10)では要らないのではと思いました。

そして5点目は、8ページの(2)右側で「安全マップや防犯ブザーの配布」と書いてあるところですが、安全マップは全校で、区として作られているから、こう書かれたのでしょうか。

三田教育長)

どうぞ、指導課長。

指導課長)

全校確実ではございません。一部の学校で推進しているということで書いております。

樋口委員)

また、「とともに」が3行目と5行目に2回入っているところも気になります。2つ目の「とともに」の下側は、いわゆる防犯のことを中心に言っているのに、真ん中だけ、交通事故とか、危機回避能力のことを言っているので、文言の整理が必要だと思います。安全マップだの、ブザーだのを全部取り入れようとして考えた文章ですから、防災の話が上と下でサンドイッチ状態になっていますね。すんと落ちてこないで、ご検討されてはどうかと思いました。

三田教育長)

関係の所管は宜しいですか。

どうぞ、指導課長。

指導課長)

整理をしたいと思います。

樋口委員)

ありがとうございます。

これは思い切って2つに分けた方がよいと思います。

三田教育長)

はい、庶務課長。

庶務課長)

今ご指摘いただいた内容を整理して、2つに分けるだとか、防災関係と子供たちの日常の安全対策というところも分けて、わかりやすく記載したいと思います。宜しくお願いいたします。

樋口委員)

ありがとうございます。

続けて、7点目宜しいでしょうか。

三田教育長)

はい、どうぞ。

樋口委員)

同じページの5の(1)です。司書の説明が読書紹介だけではないし、読書紹介は子供がしたり、大人がしたり、いろいろあるので、ここを強調する必要があるのか疑問に思いました。

それから、読書週間は、こう書いてあるということは全校に位置付けなさいということになりますね。そこも確認をするということと。それから、学校図書館司書という言葉がここで初めて出てくるならば、2段落目に全校に配置したという修飾語を付けるなら、これは、上の段落に持ってくるべきであろうとも思います。

代案ですが、全校に配置した学校図書館司書と連携してはどうかと。活用、活用と、人の活用ばかり言っているのが、あまり美しくないと思いました。

三田教育長)

図書館司書のことと、それから読書週間、これは全体でやりましょうと。読書週間はここごろやっていない学校が多いということで、もっと読書に力を入れていきましょうということをおっしゃっていると思います。

3構造になっているところを整理して、5番の(1)については、学校図書館司書を活用することについて1本と、その発展として、読書週間を全校でやると言うことを1文で言い切る。さらにICTを駆使し、デジタルとアナログを両方活用した学習情報センター構想を推進するという、2本ですっきりさせた方がよいと思うのですが。

いかがですか、庶務課長。

庶務課長)

整理したいと思います。ありがとうございました。

樋口委員)

最後にもう一つよろしいでしょう。

三田教育長)

はい、どうぞ。

樋口委員)

9ページ目の(2)で、豊島ふるさと学習プログラムの一つに「豊島の森物語」とか、「としま緑の環境教育プログラム」というのはあるのでしょうか。この文章ですと、そういうふうに読めてしまいます「区独自の「豊島ふるさと学習プログラム」、「豊島の森物語」、「としま緑の環境教育プログラム」などを活用し」と、すべきかと思います。ふるさと学習プログラムが一番大事なのではないかなと思ったところです。

三田教育長)

地域の歴史や環境について、豊島区固有の教材化が出来る教育活動ということで、「豊島ふるさと学習プログラム」として作っています。

教育課程で積み上げてきたものがどう継承され、繋がっているのかということが、この文章の中では読み取れないですね。文章がねじれているように思いますので、上位概念が何かを明確にすればよいかと思います。

樋口委員、ありがとうございました。

他の委員の先生方いかがでしょうか。遠慮なく、北川委員、宜しいですか。藤原委員はどうですか。

はい、どうぞ。

藤原委員)

5ページ(11)の「各教科などに関連した」と書き出しは、「情報化の推進に向けて」という言葉を入れた方がわかりやすいと思います。

あと、9ページ(3)のところ、「食の安全に配慮した食育の推進を図る」というふうに書いてありますが、食育の推進は、食の安全ということだけにとどまらないものです。例えば、健康課題というと、成人病であるとか、生活習慣病であるとか、あるいはアレルギーのこともあるし、食の伝統文化とか、いろんなことも全部含まれ、つまりは、食育基本法に即した食育を推進するというふうになるため、その文言を整理していただきたいです。食の安全に配慮したというだけで、一くりにしないようお願いします。

三田教育長)

指導課長、どうぞ。

指導課長)

委員のおっしゃるよう通りでございますので、修正したいと思います。

三田教育長)

では、今回整理したもの送り直して、委員に赤を入れてもらい、あとは事務局で整理さ

せていただくということにするか、それとも、次回もう一度議案として出すかどちらにしますか。

庶務課長、どうぞ。

庶務課長)

事務局としましては、全力でこれを、今ご意見を反映させて、修正し、再度、早目に、先生方にもう一度お送りいたしますので、それを見ていただければと思います。

その中で、細かい点等含めて、ご意見をいただいて完成させたいというふうに思っています。なので、2段階でお願いしたいと思います。

三田教育長)

とりあえず、直したものをすぐに送らせていただくということで、ご了解いただきたいと思います。

では、この件は、これで終了したいと思います。長時間ありがとうございました。

(委員全員異議なし 第44号議案了承)

(4) 第45号議案 豊島区文化財の登録について

三田教育長)

では、第45号議案、豊島区文化財の登録について、お願いします。

庶務課長、どうぞ。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。伊藤係長、何か補足ありますか。

はい、どうぞ。

文化財グループ係長)

文化財グループ係長、伊藤です。

5ページ、下から3行目、若干補足させていただきます。中世の痕跡としては、地下式抗や、鎌倉街道と推定される道路の遺構が発見されております。鎌倉街道、面影橋から高田一丁目の交差点を経まして、鬼子母神の参道に至るところが鎌倉街道と規定されておりますが、若干ずれがあったということです。場所的には、7ページ、ちょうど、発掘地地点とその参道の方が交わる場所の左側のところに、小さい台形の四角があるかと思いますが、ここから道路の遺構が発見されたということで、恐らく、鎌倉街道は、もう少し北側といいますか、東寄りにずれていたということが今回の発掘調査でわかったということです。この1点だけ、非常に興味深いので補足させていただきました。

三田教育長)

鎌倉街道と書いて、添付してあるとわかりやすいですね。そのようにして、是非、審議会に出してください。

他にありますか。質問、意見等がございましたらお願いいたします。

では、一つ、私から伺います。

発掘された雑司が谷遺跡というのは、重層的に時代を積み重ねて、同じところに人が住み着いてきたということが、雑司が谷と巢鴨地区にしかない特徴だと思います。一定の時期だけそこに発掘されたという、遺物が出てくるというのはあったとしても、これだけ、ずっと深く掘って、さらに、古い年代のものがどんどん出てくるというのは、相当長いこと、その場所に定住者がいたという生活があったということでしょう。そういう考察については何かありますか。

文化財グループ係長)

教育長ご指摘の通りでございます。こちらについては、旧石器時代からの遺構から出来ておりまして、これは主に南側にある神田川から坂を上る手前までの部分のところに、集落があり、その影響で、坂の上のこの場所にも、恐らく石器等が見つかっているということでございます。

鎌倉街道が通っていた場所ですので、いわゆる中世のころから持続的に人々の往来があり、人々の往来があるところには、人々の営みがあり、重層的に人々の生活が連綿と続いてきていた場所であるといえます。そのような考察を前提として、遺跡の発掘調査を行い、整合的、総合的に検証しながら、考察を進めているところでございます。

7ページの地図をもう一度お開きください。今回登録する遺物が見つかったのは色が付いている部分だけですけれども、ただ、太線で囲ってある部分、こちらの方が既に発掘調査を終えている場所ということで、雑司が谷遺跡全般につきましては、まだ少ない部分ではありますが、遺跡の範囲としては、かなりの部分が既に遺跡として発掘されております。この辺のところとも比較しながら、今後考察を進めていきたいというふうに思っております。

三田教育長)

何か他にございますか。宜しいですか。

雑司が谷の未来遺産になったのは、現在の地上の面的な部分での評価ですけれど、これは今言ったように、重層的な遺物を含めてということになるため、一つの画期的な調査データになるのではと期待したいところでございます。

では、この件、終了いたします。

(委員全員異議なし 第45号議案了承)

(5) 協議事項第1号 池袋本町小学校及び池袋中学校付近の旅館業営業許可申請について

(6) 協議事項第2号 巢鴨北中学校付近の旅館業営業許可申請について

(7) 協議事項第3号 巢鴨小学校付近の旅館業営業許可申請について

(8) 協議事項第4号 千川中学校付近の旅館業営業許可申請について

三田教育長)

では、続きまして、協議事項になります。池袋本町小学校及び池袋中学校付近の旅館業営業許可申請について以下、協議事項1号から4号全て同種類のものなので、まとめて、

提案をお願いします。

学校施設課長、どうぞ。

<学校施設課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。オリンピック・パラリンピックが近いということで、国も民泊を許可していくという流れの中で、区内でも例外なく申請があったということでございます。

学校に近いところで、たくさん申請が来てきているということで、教育委員会からの回答で申した通りでございますけれども、これらについては、違法行為があった場合は、再調査をするということを保健所に対して要望するという趣旨になっております。

各関係校に対して、実際に担当者が足を運び、確認して、資料を作成していただきました。これらについて、そういう姿勢を堅持してやっていただくということで、この件、終わりにして宜しいですか。

宜しくお願ひしたいと思ひます。

(委員全員異議なし 協議事項第1号了承)

(委員全員異議なし 協議事項第2号了承)

(委員全員異議なし 協議事項第3号了承)

(委員全員異議なし 協議事項第4号了承)

三田教育長)

では、5分間程休憩取らせていただいて宜しいですか。

11時18分から始めたいと思ひます。宜しくお願ひします。

(11時13分 休憩)

(11時18分 再開)

三田教育長)

それでは、教育委員会、再開したいと思ひます。

(9) 報告事項第1号 令和元年第四回定例会一般質問の報告について

三田教育長)

それでは、報告事項第1号、令和元年第四回定例会一般質問の報告について、お願ひします。

庶務課長、どうぞ。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

今回は教員間のいじめと、神戸の事件が取り上げられました。これについては、右側に答弁で書いてある通り、教職員のサービスの厳正ということできちんと対応しております。

では、この件、後で、もし必要があればいただくということで、終わりにしたいと思ひます。

(委員全員異議なし 報告事項第1号了承)

(10) 報告事項第2号 飯能埋蔵文化財倉庫の設置について

三田教育長)

続きまして、報告事項の第2号、飯能埋蔵文化財倉庫の設置について、お願いします。
庶務課長、どうぞ。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。これについて、質問や意見ございましたら、お願いします。
藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

この飯能の埋蔵文化財倉庫の面積ですと、この先、何十年間分の史料、埋蔵文化財が今後出て、収納出来る見込みとか、そういったことについて、ご説明をお願いします。

三田教育長)

庶務課長、どうぞ。

庶務課長)

現在のところ、30年間は確保というものでございます。30年間の出てきたものはしまえるというような空間をとって、平米数はさほどないのですが、ラックの収納をきちんとしていくということで、収納しやすい形、取り出しやすい形ということで、設計をしております。

三田教育長)

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

この収納することとともに、活用するという視点についてはいかがでしょうか。

三田教育長)

庶務課長、どうぞ。

庶務課長)

活用につきましては、文化財保護法の改正に伴いまして、活用が強化されております。このことによりまして、本区においては、今活用についての計画が出来ていないことから、来年度審議会の方の下部組織を作りまして、活用についても、きちんと区の方で計画をもってしていくことに決めていきたいというふうに考えております。

令和2年度に計画を作って、それにのっかって、活用を進めるというような予定でございます。

三田教育長)

他に意見ございましょうか。

文化財そのものの保護法の精神からいうと、有効活用して、区民に公開されて、有効活用されて、初めて、その保管の必要性というのも意義あるものになってくると思うため、今までのように保管だけするのではなく、30年後どうするかという視点が必要です。

発掘調査の中で出されてきている、全体的な構造というか、豊島のわかった部分と、まだわからなくて、可能性のある部分と、そういうものも、しっかりと仕切りながら収蔵する施設については、本当に長い期間、有効に使えるような考えに立ってやらないと、区民からの説明責任を果たせないと思いますが、その辺の考え方をお願いします。

庶務課長、どうぞ。

庶務課長)

これまでは活用というところに、余り重点を置いてこなかったところがございます。先程申し上げたように、今後は区として、どのように活用していくのかという、秩序立てていきたいというふうに思います。

そのことによって、人が変わっても、この活用を進めていくという体制をとりたいというふうに思っているところでございます。

また、審議会の専門家の委員の先生方もいらっしゃいますので、意見を重々聞きながら、そして、その意見に沿って活用をどういうふうにしていくのかなどを伺って検討していきます。

区民に広く知っていただき、そして、子どもたちも、やはり豊島区の文化、豊島区のこれまでの歴史というものを感じてもらえるような取り組みにしていければというふうに、今は考えているところでございます。

三田教育長)

有言実行をお願いします。職員の方も、ちゃんと教育委員会で議論していることを受け止めて進めていけるように、意識改革もあわせてお願いしたいなというふうに思いました。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

収納するということとともに、行った人たちが閲覧出来るというか、見る事が出来るということは大事だと思います。ですので、収納の仕方としても、外の廊下を歩いたときにも見えるような形の何かしら工夫をするなどして、遠足に行ったときに、子どもたちが見学出来るとか、あるいは飯能の子どもたちが豊島区でこんなものが取れているんだとか、出土されたのだというような校外学習なんかで活用出来るように、何かそういったことも、是非考えていただいて、しまっ、おしまいにならないようにお願いしたいと思います。

三田教育長)

どうぞ、庶務課長。

庶務課長)

大変重要な視点だというふうには思います。現在のところ、全てをとというわけにはいきませんが、一部でもそういったものが出来れば、また、そういったことが出来るのかも含めて、現場の職員、それからお金の問題もございますので、相談してまいりたいと思います。

ただ、何か一部でも、やはり、そういった、いわゆるものが出来れば、一番望ましいのかなというふうに、私自身は思っているところでございます。今後の検討とさせていただきます。

きます。

三田教育長)

収蔵庫に、社会科見学はほとんど皆無だと思います。だから、例えば、収蔵庫の中で、今どういうものがわかっているというようなデータを本庁と共有して、そのデータに基づいた、例えば展示が区民センターとか、本庁舎とか、センタースクエアとか、いろいろあるので、今度、そういう活用の仕方が出来ればと思います。そういう全体像と各種の展示が有効に生かされていくような、それで、区民からの評価もちゃんといただくというような構想を前提に、是非やっていただきたいと思います。

宜しいですか。

白倉委員、どうぞ。

白倉委員)

これは当然、スプリンクラーもついているのでしょうか。

文化財グループ係長)

はい。消防法に基づきまして、準耐火構造で消防設備のものは付いております。ただ、2階は郷土資料館のものが入り、一部水にひたるとまずいものは別の方法を考えておりますが、1階の濡れても大丈夫な部分については、スプリンクラーを付けようと思っております。

ただ、遺物についても、やはり濡れてはいけない物もありますので、その辺については、配慮させていただきたいというふうに思っています。

三田教育長)

ありがとうございました。

では、この件、以上をもちまして、終了させていただきます。

(委員全員異議なし 報告事項第2号了承)

(11) 報告事項第3号 インターナショナルセーフスクール現地審査について

三田教育長)

それでは、続きまして、報告事項の第3号、インターナショナルセーフスクール現地審査について、お願いします。

はい、指導課長。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

では、報告が終わりましたが、何か質問、意見等ございますか。

私から、一つだけ申し上げます。

3ページの7番の「経費の節減」と書いてありますが、ここについては、経費の有効活用についてというふうにして、インターナショナルセーフスクールの精神を全体で結集していくということ、必要な経費について有効に働いて使うように工夫したということを示すのは、いかがでしょうか。

指導課長、どうぞ。

指導課長)

改めまして、資料を修正して、次という形で残しておきたいと思っております。

三田教育長)

宜しく申し上げます。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

認証式がこういう形で全校がオープンにというのは、とても良いことだと思います。ありがとうございます。

それから、書き方はともかく、こんなに節約出来るということは大事な視点だと感じまして、よく頑張ってくださったなと思います。

三田教育長)

インターナショナルセーフスクールについては、認証のあり方、審査のあり方についても、もう少し効果的に、有効に進められるような体制で全校化を目指していくという議論もしておりますので、今の認証式典とあわせて、今後考えていければと思っております。宜しくお願ひしたいと思ひます。

では、この件終わりにしたいと思ひます。

(委員全員異議なし 報告事項第3号了承)

(12) 報告事項第4号 平成31年度体力テストの結果について

(13) 報告事項第5号 平成31年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」(東京都教育委員会) 結果について

三田教育長)

では、続きまして、報告事項の第4号、平成31年度の体力テストの結果について、併せて、報告事項第5号、児童・生徒の学力向上を図るための調査結果、宜しくご説明お願ひします。

指導課長、どうぞ。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

報告が終わりました。ご意見等ございましたらお願ひしたいと思ひます。

では、私から2つ申し上げます。

一つめは、体力の件ですが、小学校のボール投げがずっと指摘されていますが、学校の遊びや体育の中で、校庭の使い方としてルールを作って、どこかボール投げをするなど改善が出来ないのでしょうか。例えば、何曜日はボール使って遊びが出来るなどの工夫が出来ないかということです。

やはり、持続的に体力をつけていくための学校の取り組みが見えてこないの、地道な基礎体力をつけていくための方法を考えていかなきゃいけないですね。

こういうものは学校ぐるみで行っていくもので、そのなかで学校の努力とか、取り組みの結果、どうなったのかという見方をしていけないといけません。この辺について、学校に返して、学校に返した結果、学校はどういうふうな教育課程の編成で応えようとしているのかというのを、是非、この後のアプローチの仕方を見たいと思います。

二つめは、問題解決的な学習に立ってないため、小学校から社会科が面白くなくしてしまっている点です。幾ら中学校だけで、社会科が問題だといっても、先生方が、小中の連携が出来ているような感じで作っていないのではないかと感じています。

具体的な形で改善していけないと、子どもたちに申しわけないと思いますので、是非、小学校と中学校の努力、それ連携させて、改善を図っていくようにしてほしいです。

分析にしても、ただ社会科は悪かったじゃなくて、社会のどこに問題があって、どう改善することで、改善が見られるのかという分析を、学校も含めて、一緒に結果に基づいて行い、授業ヒアリングの中でも社会科どうだったのかなども踏まえて、全貌が見えてくるような検討を是非やってもらいたいと思います。

学力調査そのものは、今までのような学力が上がった、下がったという認識でなく、一定期間改善が見られてきたというのを評価しているわけですが、OECDでは15番目に下がってしまっているため連日のマスコミの情報を見ても、ご指摘は大きいです。

一時の順位が上がったではなくて、子どもたちのどういう要素が十分頑張っていて、どういう要素が足りないのかということをつまみ、それに基づく改善策というのを各学校で展開していくような形につながる、分析と改善策を打ち出してほしいと思います。

では、宜しいですか。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

体力については、ボール投げはコツがあるので、プロ野球の社会貢献を利用するなどして、全校で取り組んだほうがいいのではと思います。

学力の方ですが、中学校は国語も低いですね。国語が低いということは、中学校の先生たちの授業力をもっと上がる要素があるということだと思いますので、これは何とか頑張してほしいというふうに思います。

社会科については、ずっとマイナスではありましたが、今回のこの様子は、本当に残念でなりません。区の教育研究の推進校、中学校は手が挙がらないですね。区中研の社会科部はこれをどう考えているのかというところも課題をあわせながら、学校の先生たちに、もっと危機意識を持っていただきたいと感じた次第でございます。

三田教育長)

指導課長、どうぞ。

指導課長)

樋口委員もありがとうございました。

昨日も中学校の自主校長会で、この実態をお話ししてきております。研究のことを申し

上げるよりも、豊島区はこういう状況であり、8校が協力してやらないといけない、1校の課題ではないということでお話してきております。

区の小学生の教育研究会のあり方そのものもそうですし、小中連携というところであれば、小学校から課題があるというのは、小学校のせいではなくて、これをどうやって、小中連携で、逆に小学校で身につけさせなきゃいけない力は何なのかということ、中学校から発信していくことが大切ですとお話させていただきました。

加えて、中学校の区中研の統括をしている校長先生のところにも、社会科を担当している校長先生にお願いに行きました。是非、1校の社会科の教員だけではなく、8校の社会科の教員の育成をこれからやっていこうという方針のもと、既に12月から動き始めているという状況でございます。

樋口委員)

ありがとうございます。

三田教育長)

他にありますか。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

私は、研究授業をしっかりやっていくことも大事だと思います。特に、小中連携のときには、国語の授業でこういった研究授業をしているなど、小中が一緒になって見て研究するとか、お互いに良い資料の活用の仕方とか、ICTの活用ですとか、そういったことも含めて、思考力、判断力、表現力を育むような、勉強について、地道に連携して構築して行っていただきたいと思っています。

三田教育長)

白倉委員、どうぞ。

白倉委員)

体力の件で申し上げますと、ソフトボールのボール投げについて、私も昨年視察しましたが、朋友小学校での体育の研究発表会では、校庭にボールを投げる際の足の間隔が書いてあり、非常に良い取り組みだと感じました。

小学校は、体育の専科の先生はいないわけですが、先生たちがボール投げを上手くないと、教えるのも上手くないので、もし、小学校でも体育専門の人がいたら、そういう人にボール投げの指導を受けたりしたらいいのではと思った次第です。

三田教育長)

他にありますか。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

体力向上というのは、学校だけでは、恐らく限界があると思っています。一番の原因は、まちの整備として、公園の活用が進み、子どもたちがボールを使って遊べるような場所が

ないということだと思っています。校庭開放とかでも遊んでいますけれども、やはり人数が多い中ですから、なかなかボールも投げることが出来ない。あと、自分がボールを投げている姿を見る機会がないのです。ボールを蹴る動作でしたら、普通の歩くことの運動の延長ですけれども、手を振るという形ことは、上から行かなければいけませんから、そういうところが、恐らく想像がつかないのでしょう。

とにかく、学校だけではなく、区全体として、これを重要な部分として受け止めて、出来るだけ、子どもたちが自由に遊べる空間を作っていただけるということが、本当は理想的なんじゃないかと思っています。

あと、例えば虫歯とかだと、歯をぐっとかみしめる力がないとか、健康の面では、体の柔軟性がないとかケガに繋がるとかなどもあると思いますので、そこら辺はI S Sの取り組みの一環としても出来る部分だと思います。そこは学校も意識してやっていただけたらなと思います。

三田教育長)

これらについては、各要因からの分析と、検討と改善策を提示していくという一つのプロセス、結果が出たということだと思っています。今後も、実態に基づく考察をしっかりとやっていただいて、豊島の子どもたちのこれまで頑張りを引き継いでいくためにも、学校現場の引き締めをお願いしたいと思います。

では、この件、終わりにしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第4号了承)

(委員全員異議なし 報告事項第5号了承)

(14) 報告事項第6号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(15) 報告事項第7号 幼稚園教育職員の初任給、昇給及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

三田教育長)

続きまして、報告事項の第6号、幼稚園教諭の勤勉手当に関する規則の一部改正と、それから、あわせて7号の幼稚園教職員の初任給、昇給及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則です。まとめてお願いしたいと思います。

指導課長、どうぞ。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりましたが、これは宜しいですか。

では、これは了承します。

(委員全員異議なし 報告事項第6号了承)

(委員全員異議なし 報告事項第7号了承)

(16) 報告事項第10号 非常勤・臨時職員の任免について

三田教育長)

続きまして、人事案件に参りたいと思います。

報告事項の第10号、非常勤・臨時職員の任免について、お願いします。

放課後対策課長、どうぞ。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第10号了承)

(17) 報告事項第11号 令和元年度昇任選考について

三田教育長)

続きまして、報告事項の第11号、令和元年度昇任選考の結果について、お願いします。

指導課長、どうぞ。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第11号了承)

(18) 報告事項第12号 校長の職務代理について

三田教育長)

では、続きまして、校長の職務代理について、お願いします。

指導課長、どうぞ。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第12号了承)

(19) 報告事項第13号 新教育長の就任について

三田教育長)

報告事項の第13号、新教育長の就任について、お願いします。

庶務課長、どうぞ。

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第11号了承)

三田教育長)

それでは、以上をもちまして、第12回教育委員会定例会を終了といたします。どうもありがとうございました。

(午後11時45分 閉会)